

事例 37

発 生 日	平成 24 年 11 月 1 日
発生場所	広島県 東広島市
種 類	不審な電話
事件の概要	<p>東広島市在住の被保険者宅に、東広島市役所の職員を名乗る男から、「高額療養費の還付金 35,267 円があるが、今日までに手続きをしないとお金を振り込むことができない。社会保険事務所の番号を伝えるので、そこに直接電話をするように」という内容の電話があった。その際、銀行の口座と残高を言うように言われたため、教えてしまった。</p> <p>その後、銀行の口座を確かめたが特に変わった様子がないため、不審に思った被保険者の妻が東広島市役所に相談に訪れたことで事件が発覚した。</p> <p>なお、被保険者への金銭的被害はなく、また、被保険者に後期高齢者医療関係で金額が一致する保険料や高額療養費などの還付金はなかった。東広島市では不審な電話があればすぐに市と警察に連絡するよう伝えた。</p> <p>なお、同市内では、同様の事例が同日のうちに数件発生している。</p>

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続き

きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を

電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町

の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。